

都心地域のビル建設に関する支援制度のご案内

都市機能・拠点性の向上に向け、市街地環境の整備改善や更なる企業誘致の推進を図るため、**都市再生緊急整備地域「新潟都心地域」**において、ビルの新築や建替えを行う事業者に対し補助を行います。

補助対象区域

都市再生緊急整備地域「新潟都心地域」(右図)

補助事業

- ① **新潟都心地域優良建築物等整備事業補助金**
(新潟市都市政策部まちづくり推進課 025-226-2697)
- ② **スマートビル建設促進補助金**
(新潟市経済部企業誘致課 025-226-1689)



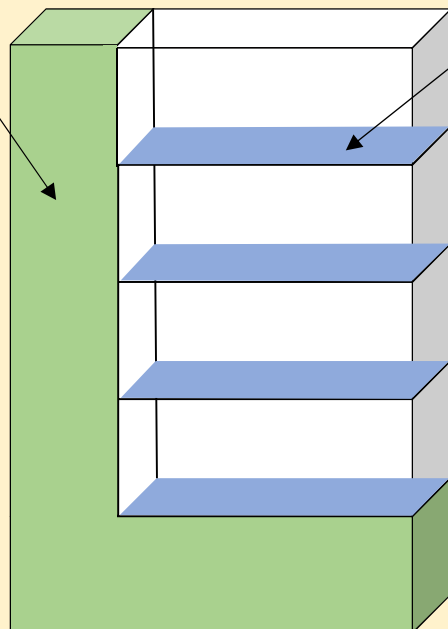
新潟都心地域優良建築物等 整備事業補助金

スマートビル建設促進補助金

いずれの制度も **ビル建設の事業計画作成の段階**で担当課まで必ずご相談ください。

区分所有ビルの共用部分 (エレベーター、階段、廊下など)

- **補助対象者**
優良建築物等整備事業の施行者
- **補助対象経費**
 - ・ 調査設計計画費 ・ 土地整備費
 - ・ 共同施設整備費 ・ 専有部整備費
 - ※ 専有部整備費は都市機能誘導施設のみ
- **補助率・限度額**
 - ① オフィス・都市機能誘導施設
2/3 以内 + 20%・限度額なし
 - ② 住宅等
2/3 以内・限度額なし



賃貸用オフィス専有部 (自社のオフィス部分は除外)

- **補助対象者**
ビル所有者(固定資産税納税義務者)
- **補助率・限度額**
賃貸用オフィス部分の家屋等の固定資産税課税標準額の
20%・10億円
※ 区分所有等の場合、面積等比率により案分算出

スマートビル建設促進補助金のご案内



対象期間

- ・令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に工事契約を締結するもの
- ・工事契約から5年以内に竣工するもの

補助率・ 限度額

賃貸用オフィス専有部分の家屋等に
課税される固定資産税評価額の

20%・10億円

補助要件

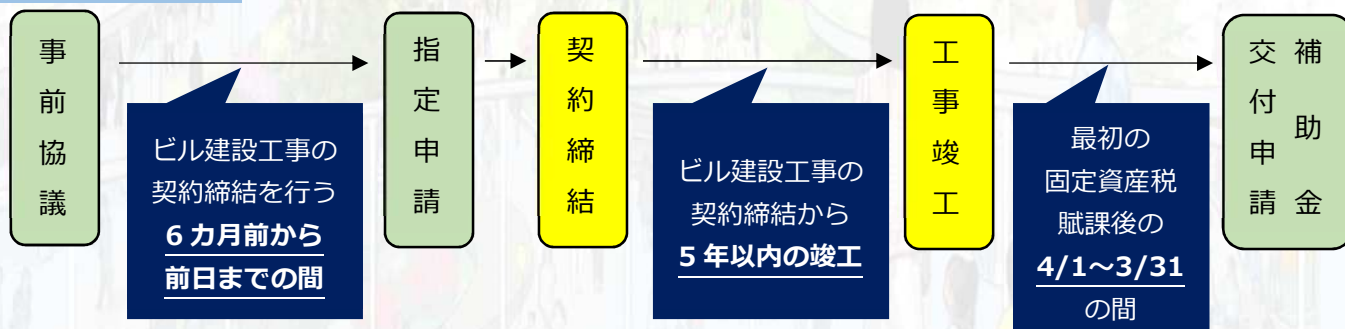
【基本要件】（全て満たす必要あり）

- ① 用途が事務所（建築基準法上）であること
- ② 基準階において、専有部分が660㎡/フロア以上であること
- ③ 天井の高さ2,700mm以上であること
- ④ 高さ100mm以上のOA床を有すること
- ⑤ （建替えの場合）賃貸用オフィス床面積の合計が建替え前を下回らないこと
- ⑥ 賃貸用オフィス部分の床面積の合計がビル全体の延床面積の1/2以上であること
（対象床面積の合計が1,500㎡以上の場合は除く）
- ⑦ 1年以内に1社以上賃貸すること
（事務所を増設又は増床する市内企業でも可）
- ⑧ 10年間継続してオフィス賃貸すること

【選択要件】（3つ以上満たす必要あり）

- ① 共用部分にリフレッシュスペースを整備すること
- ② 柔軟な区割りが可能な天井構造を整備すること
- ③ セキュリティシステムを整備すること
- ④ 入居企業用非常電源設備設置スペースを整備すること
- ⑤ シェアオフィス等を整備すること
- ⑥ エネルギー効率の高い空調など環境への負担を軽減する設備を設けること
- ⑦ CASBEE新潟による環境総合性能評価がランクA以上であること

手続きの流れ



【お問い合わせ先】

【電話】

【E-mail】

【URL】

新潟市 経済部企業誘致課

025-226-1689

kigyo@city.niigata.lg.jp

https://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/kigyo_annai/supporttop/sumabiru_hojo.html



↓制度リンク↓

